

「ハラスメント撲滅宣言」ロゴマーク使用取扱規程

令和4年11月15日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「ハラスメント撲滅宣言」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に定められたハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置を講じた者であって、職場におけるハラスメント防止対策の推進等を目的とする場合に限り、事業主はロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

一

東京労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき。

二

自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき。

三

法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき。

四

特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え又は与えるおそれのあるとき。

五

その他その使用が著しく不適當であるとき。

(違反等に対する取扱い)

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、東京労働局長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

(補則)

第4条 この規程に定めるものの他ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、東京労働局長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年11月15日より施行する。

東京労働局長